

# 総務常任委員会

平成30年12月13日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小村 尚己	○平川 理恵	宮崎 和彦
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	加藤 惠三
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	福井 まり
財 政 課 長	福居 哲也	同 課 長 補 佐	柳井孝一朗
税 務 課 長	本庄 徳光	同 課 長 補 佐	竹山 潔
会 計 管 理 者	面卷 昭男	監 査 委 員 書 記	山崎 篤
教委総務課長	安藤 晴康	同 課 長 補 佐	岡村 智生
同 課 長 補 佐	田中 弘二	生涯学習課長	栗本 公生
同 参 事	平田 政彦	同 課 長 補 佐	大塚 美季

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 平川委員、宮崎委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、平川委員、宮崎委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第50号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

おはようございます。

それでは、議案第50号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

総務課長

本議案の内容については、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、議案書末尾、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当

に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧いただきたいと思いを  
す。

今回の条例の改正につきましては、平成30年度の国家公務員の給与に  
関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職  
の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、  
本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

改正内容については、（1）期末手当の支給月数の改定といたしまして、  
期末手当について平成30年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引き  
上げるもので、平成30年度においては12月期を1.725月から1.  
775月へ、また、平成31年度以降においては（2）にございますよう  
に、期末手当の支給月数の平準化といたしまして、6月期と12月期で支  
給月数を1.675月に均等配分することとし、年間支給月数を3.30  
月から3.35月に改正するものであります。

施行期日等について、公布の日から施行することとし、平成30年4月  
1日に遡って適用するものであります。

以上、議案第50号、斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に  
関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろ  
しくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 影響額教えていただけますか。

総務課長 本改正に伴います影響額についてでございますが、まず、年間の報酬額  
の増額の内容であります。議長につきましては25,200円、副議長  
におきましては21,140円、議員につきましては19,880円とな  
っております、以上です。

その合計額につきましては、245,140円となっております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

総務課長

異議なしと認めます。よって、議案第50号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2)議案第51号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、議案第51号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしく願いをいたします。

それでは、議案書末尾、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、先の議案第50号と同様に、平成30年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。

改正内容についてであります、(1) 期末手当の支給月数の改定といたしまして、期末手当について平成30年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引き上げるもので、平成30年度においては12月期を1.725月から1.775月へ、また平成31年度以降においては(2)にございますように、期末手当の支給月数の平準化といたしまして、6月期と12月期で支給月数を1.675月に均等配分することとし、年間支給月数を3.30月から3.35月に改正するものであります。

次に、2. 施行期日等についてであります、公布の日から施行することとし、平成30年4月1日に遡って適用するものであります。

以上、議案第51号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましての説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらも同じく影響額教えていただけますか。

総務課長 影響額についてであります、まず、町長におきましては57,260円、副町長におきましては47,950円の給与額の増額となります。合計いたしますと105,210円ということが本条例に伴います影響額となっております。以上です。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第51号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第52号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第52号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長 本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

議案書末尾、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例(要旨)をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、先の議案第50号及び議案第51号と同様の趣旨で、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うもので、期末手当について、平成30年4月1日に遡り支給月数を0.05月分引き上げ、平成30年度においては12月期を1.725月から1.775月へ、平成31年度以降においては、期末手当の支給月数の平準化といたしまして、6月期と12月期で支給月数を1.675月に均等配分することとし、年間支給月数を3.30月から3.35月に改正するものであります。

また、施行期日等につきましては、公布の日から施行することとし、平成30年4月1日に遡って適用するものであります。

以上、議案第52号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましても説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 こちらも影響額教えてください。

総務課長 影響額についてであります。教育長におきましては41,860円の給与額の増額となります。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

総務課長 異議なしと認めます。よって、議案第52号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第53号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、議案第53号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申しあげます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

( 議案書朗読 )

総務課長

本議案の内容につきましても、議案書の末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきますので、条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは議案書末尾、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

今回の条例改正につきましては、平成30年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、この改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。

改正内容についてであります。 （1）給料表の改定といたしまして、給料表について、平成30年4月1日に遡り平均0.2%引き上げるものであります。

次に、（2）勤勉手当の支給月数の改定といたしまして、勤勉手当について平成30年4月1日に遡り、支給月数を0.05月分引き上げるもので、平成30年度及び平成31年度以降の支給月数については、表に記載しておりますとおりとなり、年間支給月数を再任用職員以外の職員について1.80月から1.85月に、再任用職員について0.85月から0.90月に改正するものであります。

また、平成31年度におきましては、（3）勤勉手当及び期末手当の支給月数の平準化といたしまして、6月期と12月期で支給月数を均等配分するものであります。

裏面をご覧くださいませでしょうか。

次に、2. 施行期日等についてであります。公布の日から施行することとし、平成30年4月1日に遡って適用するものでございます。

以上、議案第53号、斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員      こちらも影響額教えてほしいんですけども、給与表で平均いくらなのかと期末手当の方で平均いくらなのかと、あと合計と教えていただけますか。

委員長          暫時休憩いたします。

（ 午前9時14分 休憩 ）

（ 午前9時15分 再開 ）

委員長          再開いたします。 仲村総務課長。

総務課長      影響額についてであります、一般会計ベースで給料につきましては131万円、職員手当といたしましては328万5千円というのが影響額でございます。

木澤委員      わかりました、ありがとうございます。あとまあ今回、上げる方なので特に問題ないのかなと思うんですけども、職員組合との話し合いはいかがだったんでしょうか。

総務課長      職員組合との交渉につきましては、先月、11月の9日に組合の方と交渉させていただきまして、この人事院勧告どおり給与改定を行う方針ということで伝えて、了解をいただいているという状況でございます。

委員長          他にございませんか。

（ な し ）

委員長          これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第53号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(5)議案第54号 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この議案につきましては、各課報告事項(1)斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてと関連いたしますので、あわせて理事者の説明を求めます。

安藤教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは、1. 付託議案、(5)議案第54号 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例について、3. 各課報告事項、(1)斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(案)につきまして、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

なお、これらの改正につきましては、町立幼稚園、保育料の負担軽減策の一部適用漏れに伴い、より広く制度を理解いただけるよう、今般例規の整備を行うものでございますので、ご理解いただきますよう宜しくお願いいたします。

初めに、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

教委総務  
課長

条例改正文、新旧対照表の説明につきましては、省略をさせていただきます。末尾の要旨をもって説明をさせていただきます。要旨をごらんください。

町立幼稚園保育料及び入園料について、所得階層区分に応じた額を定めることから、所要の改正を行うものであります。

現行の条例では、保育料は月額6,100円、入園料につきましては5,000円と世帯の所得状況に関わらず一律で定めております。そして、低

所得世帯あるいは多子世帯等の世帯状況に応じた保育料及び入園料の負担軽減策については就園奨励事業として規則で定めているところがございます。これらを全て条例で定めていこうとするものでございます。

1. 改正内容といたしまして、(1) 保育料及び入園料でございますが、子ども・子育て支援法施行令に定める階層区分に応じまして、保育料また入園料を定めております。階層毎の金額は表のとおりとなっております。

続きまして、裏面をご覧ください。表の備考といたしまして、これまで実施しております「みなし寡婦及びみなし寡夫の算定」、「多子軽減の特例」、「ひとり親又は身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯等」についての特例について定めております。

続きまして、2. 施行期日等でありますが、(1) 平成31年1月1日から施行することとし、また(2) 適用関係といたしまして、1月1日以後に決定する保育料及び入園料について適用していくこととしております。

続きまして、資料1 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(案)についてのご説明でございます。こちらにつきましても末尾の要旨をもって説明とさせていただきたいと思っております。

斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部改正に伴いまして、保育料及び入園料について、所得階層区分に応じた額が定められたことから、保育料及び入園料の減免規定について、所要の改正を行うものでございます。

1. 改正内容でございますが、(1) 第3条及び別表中の減免の区分(就園奨励事業)を削除するものでございます。

先程申し上げましたように、低所得世帯あるいは多子世帯等に係る保育料及び入園料の負担軽減策については就園奨励事業として規則で定めておりましたが、この度、条例で定めることから当該規定を削除するものでございます。

続きまして、2. 施行期日等でございますが、条例と同様に(1) 平成31年1月1日から施行することとし、また(2) につきましましては適用関係を規定しております。

以上、議案第54号 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例について、また、斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条

例施行規則の一部を改正する規則（案）につきましての説明とさせていただきます。

なにとぞよろしくご審議賜り、ご可決いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 この条例化につきましては、議会の方からもですね、お願いもしてきたものだということで、今回こういうふうに住民の皆さんにもわかりやすいようにということで、改めて条例として制定していこうということについては理解をさせていただきたいと思います。

新たにこの表の方ですね、つくっていただいたんですけども、ちょっと確認なんですけども、今まで一律に取っていた分を軽減等適用させて表をつくっていただいたということで、要旨のところの表で見ますと、第1階層区分についても、今までは定額で保育料と入園料と取っていたということなんですかね、ちょっとこれだけじゃわからないですけど。

だから第3階層までは定額で取っていたのを、今新たに第1階層は0円と、第2階層、第3階層については入園料は0円で、保育料が月額3千円ということで、ここがまあ改定されたというふうに理解してよろしいですか。

教委総務課長 これまで条例では一律6,100円という定めでございました。規則におきまして後で減免を適用してですね、返金をしてございましたので、委員おっしゃるようになりますね、第1、第2、第3階層につきまして、あらかじめ所得に応じた額を定めるという改正をですね、今般行うというものでございます。

木澤委員 表の体制でいうとそういうことなんですけども、今まで実質規則で減免を適用してきた部分と、これまでの経過でいうと、住民税非課税世帯だけ間違っ取っていたよという説明であった、だからそれ以外は、例えば第1階層の方でしたら、規則の中で0円ということで減免適用はされてき

たということでそこは実質上は変わっていないという話ですね。だから住民税非課税世帯の方が4,433円でしたっけね、取っていたのを3千円に改めるということで、料金自体はそういう改正がなされると、ちょっとややこしい言い方になりましたけど。これも実際がそうやったんで、そういう形で理解してよろしいのでしょうか。

教委総務課長 減免につきましては、規則におきまして、例えば第1階層であれば生活保護世帯については納付すべき保育料、及び入園料の合計額ですね、全額ですね、減免できるというふうになっております。非課税世帯につきましてもですね、これまで実質で約4,300円ほどの減免となっておったんですけれども、それをですね、実質あらかじめ最初の段階からですね、第1階層については、いわゆる減免を適用した後の形としてですね、保育料はゼロ、入園料はゼロ、また第2、第3階層非課税世帯につきましては、あらかじめ3千円という金額で徴収していこうと、そういう改正にしているものでございます。

木澤委員 ちょっとややこしい言い方になってしまったんですけど、非課税世帯について以前法適用されていなかった分をきちっと適用して改正する条例だと。

委員長 暫時休憩いたします。

( 午前9時27分 休憩 )

( 午前9時30分 再開 )

委員長 再開いたします。木澤委員。

木澤委員 わかりました。6月の段階で規則が改正されていて、そのことを条例化していただいたということですね。今後の料金徴収の手続き等なんですけれども、今までは減免でっていうことで対応してきましたけども、こういふうに条例化されてということになると、何か方法は変わってくるんでし

ようかね。

教委総務課長　　まず、新年度になりましたら、まずその段階で所得に応じた保育料を決定するという手続きが必要になります。その毎年6月に所得が、前年所得が確定をいたしますと、その新しい所得に基づいてですね、今度は9月分からはですね、新しい所得に基づいた保育料をもう1度決定していくということで、2段階のですね、所得判定が必要になってくるということは、これまでの制度の運営と異なるところでございます。

木澤委員　　保護者の人の手続き的な負担っていうんですかね、っていうのは何か変わるんですか。

教委総務課長　　年度当初にはですね、入園決定というのを行いますので、その時に合わせてですね、当初の所得の、保育料の決定を合わせて行うということは考えております。年度途中の所得の見直しにつきましては、これまでと同じように減免のときもですね、例年7月にですね、減免申請をいただいておりますので、その部分についてはこれまでと同じようにですね、手続きをしていくと。

委員長　　暫時休憩いたします。

（ 午前9時32分 休憩 ）

（ 午前9時36分 再開 ）

委員長　　再開いたします。 藤原教育長。

教育長　　この改正によりましてですね、保護者の手続きのご負担がどうなるのかというご質問だと思うんですけども、基本的にはですね、所得に応じた保育料ということでございますので、所得を見に行く必要もございません。それにつきましてはですね、保護者の方から入園の際に所得税等の収入の方ですね、確認をしてよいという旨の承諾書をいただきまして確認してい

きたいと思っております。そして、これまでやっていた減免申請につきましては不要になってくるというところでございます。

木澤委員　これまでと方法が変わってくるということになると、保護者の方の混乱も想定できますので、もう来年度の受付始まっていると思いますので、その辺の説明もまたしっかりお願いしておきたいと思います。

委員長　他にございませんか。

( な し )

委員長　ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長　異議なしと認めます。よって、議案第54号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(6)議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 福居財政課長。

財政課長　それでは、議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

財政課長　それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。  
まず、歳入からご説明いたしますので、補正予算書の9ページをお開き

いただけますでしょうか。

はじめに、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、身体障害者の補装具交付費と障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて290万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3項 国庫委託金では、第2目 民生費国庫委託金の第1節 社会福祉費委託金で、国民年金被保険者の出産前後の一定期間において、保険料を免除する制度が平成31年度から開始となり、そのシステム改修に係る費用に委託金が交付されることから、国民年金事務取扱交付金11万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて145万1千円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金の第3節 障害福祉費補助金で、福祉医療費助成に係る県補助対象分の決算見込みにより、あわせて63万円の増額をお願いするものであります。

第3目 農林水産業費県補助金では、第1節 農業費補助金で、去る9月4日の台風21号により被災した農産物の生産に必要な施設の復旧及び撤去等費用の支援に対して、補助金が交付されることから、236万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3項 県委託金では、第1目 総務費県委託金の第4節 選挙費委託金で、奈良県知事・議会議員選挙費委託金650万円の増額をお願いするものであります。

次に、第21款 町債、第1項 町債では、第8目 災害復旧債の第2節 公民館災害復旧事業債で、中央公民館において台風21号の強風により屋根が破損したことから、その災害復旧費の財源として1,300万円の増額をお願いするものであります。以上が、歳入に関わる内容であります。

11ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。本補正予算では、本

年の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。

主な歳出の内容につきましてご説明いたします。はじめに、第1款 議会費では、人件費の補正をお願いしております。

次に、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第1目 一般管理費で、人件費の補正と臨時職員の増員に伴い、第3節 職員手当等で臨時職員通勤手当3万5千円の増額、12ページをお開きいただきまして、第7節の賃金で145万8千円の増額、また、コミュニティバス運行再編を平成31年4月に予定していることから、時刻表、タクシー助成券、笠町停留所から王寺駅への乗継券の印刷や、停留所表示板変更などの準備費用として第11節 需用費で65万8千円、第12節 役務費で1万2千円、第13節 委託料で38万円、さらに安堵町コミュニティバスの停留所を2箇所新設することから、第19節 負担金補助及び交付金で、安堵町コミュニティバス停留所設置負担金35万円の増額、その他に自治会から集会所の借地について購入手続きを進めたいとの申出があったことから、第19節 負担金補助及び交付金で、地域集会所施設整備費等補助金280万円の増額をそれぞれお願いするものであります。

次に、13ページから14ページにかけての第2項 徴税費と第3項 戸籍住民基本台帳費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

14ページをお開きいただけますでしょうか。第4項 選挙費では、第3目 奈良県知事・議会議員選挙費で、この選挙の執行費用650万円の増額をお願いするものであります。

15ページにお移りいただきまして、第4目 斑鳩町議会議員選挙費では、この選挙の執行費用90万円の増額をお願いするものであります。

次に、第6項 監査委員費では、人件費の補正をお願いしております。

16ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費で人件費の補正と、第28節 繰出金で人件費補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金253万8千円の減額をお願いするものであります。第2目 国民年金事務取扱費では、人件費の補正と、第13節 委託料で、

歳入で申しあげた国民年金制度改正等に伴うシステム変更業務委託料で、37万8千円の増額をお願いするものであります。第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積りを上回ることから第20節 扶助費で、あわせて200万円の増額をお願いするものであります。第7目 障害福祉費では、第20節 扶助費で、歳入で申しあげた身体障害者の補装具交付費と障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて580万5千円の増額をお願いするものであります。

17ページにお移りいただきまして、第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第11節 需用費で、換水回数の増加等により、光熱水費が当初見積りを上回ることから256万4千円の増額をお願いするものであります。第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、人件費補正に伴う介護保険事業特別会計への繰出金174万6千円の増額をお願いするものであります。第11目 後期高齢者医療費では、第19節 負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療における平成29年度の療養給付費負担金の精算に伴う1,185万9千円の増額をお願いするものであります。次に、第2項 児童福祉費では、第1目 児童福祉総務費と、18ページにかけての第2目 保育園費において人件費の補正をお願いしております。

18ページをお開きいただきまして、第4目 学童保育運営費では、第4節 共済費で放課後児童支援員の雇用において、厚生年金保険等の適用対象者が増えたことから社会保険料131万3千円の増額、第7節 賃金で、学童保育利用者の増加に伴い、放課後児童支援員を増員したことなどから371万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費では、19ページにかけての第1項 保健衛生費と、20ページにかけての第2項 清掃費で、それぞれの目において、人件費の補正をお願いしております。

20ページをお開きいただけますでしょうか。第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第2目 農業総務費で、人件費の補正をお願いしております。一番下の第7目 地域農政推進対策事業費では、第19節 負担金補助及び交付金で、歳入で申しあげた台風21号に伴う農業施設被害に対する支援として278万3千円の増額をお願いするものであります。

21ページにお移りいただきまして、第6款 商工費、第1項 商工費では、第1目 商工総務費で人件費の補正をお願いしております。

22ページをお開きいただけますでしょうか。第7款 土木費では、第1項 土木管理費と、23ページにかけての第4項 都市計画費で、それぞれの「目」において、人件費の補正をお願いしております。

23ページにお移りいただきまして、第9款 教育費、第1項 教育総務費では、第2目 事務局費で、人件費の補正をお願いしております。

24ページをお開きいただけますでしょうか。第2項 小学校費、第1目 学校管理費では、人件費の補正をお願いしております。第2目 教育振興費では、県費教員の配置状況等により、常勤講師が増員となったことから、第3節 職員手当等で8万8千円、第4節 共済費で47万3千円、第7節 賃金で527万4千円の増額、また、第20節 扶助費では、準要保護の申請件数が当初見積りを上回ることから、就学援助費で258万円、給食費援助費で254万4千円の増額をそれぞれお願いするものであります。

次に、第3項 中学校費、第2目 教育振興費では、小学校費と同様の理由により、第3節 職員手当等で38万6千円、第4節 共済費で66万7千円、第7節 賃金で630万7千円の増額、また第20節 扶助費では、就学援助費で158万3千円、給食費援助費で45万3千円の増額をそれぞれお願いするものであります。

25ページにお移りいただけますでしょうか。第4項 幼稚園費では、第1目 幼稚園費で人件費の補正と第7節 賃金で、臨時事務職員の増員が必要となったことから、141万9千円の増額をお願いするものであります。

次に、26ページにかけての第5項 社会教育費と第6項 保健体育費では、それぞれの目において人件費の補正をお願いしております。

27ページにお移りいただけますでしょうか。

第10款 災害復旧費、第3項 文教施設災害復旧費では、第2目 社会教育施設災害復旧費の第15節 工事請負費で、歳入で申しあげた台風21号による中央公民館の屋根の破損に伴う災害復旧工事に要する費用として1,300万円の増額をお願いするものであります。次に、第12款

予備費では、今回の予算補正に要する財源として2,790万4千円の充用をお願いしております。

恐れ入りますが、5ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 繰越明許費補正についてであります。第2款 総務費、第1項 総務管理費で、ホームページ更新システムと総合行政システム等の元号改元対応改修事業において、新元号公表が平成31年4月1日以降の予定となっており、本年度末までに事業を完了させることができないことから、繰越明許費として、あわせて786万3千円の予算措置をお願いするものであります。

6ページをお開きいただけますでしょうか。

最後に、第3表 地方債補正についてであります。歳入のところで申し上げましたとおり、公民館災害復旧事業として限度額1,300万円の地方債の追加をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。予算総則を朗読させていただきます。

( 予算総則朗読 )

財政課長 以上で、議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきましての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思いますが、さきに開催されました建設水道常任委員会、厚生常任委員会において、それぞれの所管に関する内容につきましては説明がなされておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 何点かお聞きしたいんですけども、まず18ページですけども、学童保育の支援員さん増員していただいているということですけども、どういっ

た状況でどの学童に何名増やしていただいたのか、その辺教えていただけますか。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 まず、学童保育別に申し上げます。斑鳩学童保育室では平成30年度は前年度より2名多い13名の支援員、補助員につきましては前年度より3名多い7名を配置をしております。斑鳩西学童保育室の支援員につきましては、平成30年度では前年度より4名多い10名、補助員は前年度と同数の1名となっております。斑鳩東学童保育室の支援員は平成30年度では前年度より1名多い8名、補助員は前年度同数の1名となっており、それぞれ斑鳩幼稚園、斑鳩西幼稚園の空き教室を利用する関係から、斑鳩学童保育室、斑鳩西学童保育室で支援員、補助員の数が増加をしているところで、総数で申しますと支援員では前年度と比較して7名多い31名、補助員数では前年度より3名多い9名、計40名の配置となっているところであります。以上です。

委員長 学童の申し込みの増員に伴ってということで、そういうふうを増やしていただいた、対応していただいているということで理解しておきます。

それとですね、24ページですね、中学校費もそうなんですけども、臨時講師、こちらも増員していただいていますけど、先ほど課長の説明の中でですね、県費講師が増えたんで、この臨時講師の賃金増額しているというふうに説明聞こえたんですけども、ちょっとよくわからなかったんで、この辺もうちょっと詳しく教えていただけますか。

教委総務課長 当初予算の段階ではですね、県費講師の加配というのを見込んでおったんです。予算上常勤講師4人を見込んでおったんですけども、県費講師がですね、小学校の場合は第2学年に3人の加配がございました。それらをそこに配置をしておりましたけれども、新年度の学級編成を見る中でですね、さらに2名、2学級不足したということで4人見込んでおったところで6人必要になったということにかかる補正予算ということでございま

す。

木澤委員　そしたら県費講師自体は前年度よりも予定していた分が減ったということなんですよ。最初増えたとおっしゃってて。

委員長　福居財政課長。

財政課長　私の教育振興費の説明では、県費教員の配置状況等により、町の常勤職員が増加したと説明させていただいておまして、当初、県費教員見込んでいた段階で、不足分を町の常勤講師分を予算化していたのが、その配置状況とクラス編成等の状況によって町の常勤職員が増えたという説明でございます。

木澤委員　はい、わかりました。あともう1点。25ページの幼稚園の事務職員の方ですね、こちらにも必要によりということで増員されてますが、これも理由を教えてください。

教委総務課長　園児の中にですね、医療的な配慮が必要とする園児、また情緒面に不安のある園児等があります。教頭がですね、教室に入る、対応する場合もございまして、その教頭の事務負担を軽減するためにですね、臨時事務員1名を雇用したということでございます。

木澤委員　わかりました。どの点でも充実した体制で臨もうとしていただいているというのがよくわかりましたのでけっこうです。

委員長　他にございませんか。

( な し )

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案については、当委員会として原案どおり可決す

ることにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第56号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査、(1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題といたします。

理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事 それでは、2. 継続審査 (1) 斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

まずは、10月27日から12月2日まで開催しました秋季特別展「史跡藤ノ木古墳と大和の家形石棺」についてであります。

展示会の入館者につきましては、2,406名の方にご観覧いただきました。昨年に比較し124名の増、前年度比といたしまして105.4%となっております。

次に、斑鳩町文化財活用センター運営委員会についてであります。去る11月20日に開催しました斑鳩町文化財活用センター運営委員会におきましては、昨年度および今年度の事業進捗状況や来年度の事業計画等について報告・説明を行いますとともに、秋季特別展の視察を行っていただき、いろいろとご指導やご助言を賜ったところでございます。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについての報告であります。どうぞよろしく申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) につきましては、先ほど説明等が終わっておりますので、(2) 町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務  
課長

それでは、(2) 町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件について、ご報告をさせていただきます。

資料2をご覧ください。

去る11月20日、奈良地方裁判所から、被告を斑鳩町長 中西和夫とする訴状を受理いたしました。

請求の趣旨でございますが、(1) 被告は、原告に対し、220万円及びこれに対する平成30年6月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うこと、(2) 被告は、その費用をもって、原告に対し、被告の発行する広報紙「広報斑鳩」に、お詫び文を1回掲載すること、(3) 訴訟費用は被告の負担とすること、でございます。

また、本事件に係る原告側の主な主張でございますが、「原告は、担当者から制度改正の申出を受けたことがなく、「不要」と答えたこともない。したがって被告教育委員会の「国の通知を受け、担当者が制度改正を申し出たが、「不要」と言われ、放置状態であった」との発表は虚偽である。この虚偽の発表に基づく報道がなされたことにより、原告の社会的評価は低下し、名誉が侵害され、多大な精神的損害を受けた。」でございます。

なお、この請求事件の第1回口頭弁論が12月17日でございますことから、顧問弁護士 川崎祥記氏に委任をさせていただき、着手金64万8千円を予備費から流用させていただいたところでございます。ご理解をいただきますようお願いいたします。

以上、町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員　　こうして訴えられたということですね、まあ、口頭弁論に出席されるということで、町としてはこれについては受けて立っていくという姿勢で理解してよろしいでしょうか。

委員長　　藤原教育長。

教育長　　今、委員おっしゃったとおりでございます。

木澤委員　　今後裁判にも関わってくるので、どこまでちょっとお聞きできるのかわからないですけども、そもそもですね、この問題について前町長から改正の必要がないと言ってこの改正ができなかったというふうに、教育委員会として議会にも報告いただいて記者発表もされたという段階ですね、こういうふうに訴訟になるということについては想定はされていたんでしょうか。

教育長　　おっしゃるようになりますね、そういったことにつきましては想定内でありました。

木澤委員　　そうすると当初から顧問弁護士の方にはそういう形でそのことも想定して相談をされてきたという理解でよろしいでしょうか。

教育長　　当時につきましてはですね、顧問弁護士にはまだ相談はさせていただいておりません。

木澤委員　　あとまあ、ちょっと言いにくいことなんですけども、今回も顧問弁護士の方にこの訴訟についても対応いただくということなんですけども、もともと前町長のときもですね、顧問弁護士の方につきましては長いこと対応していただいていたという中で、事件に関わってるかどうかわかりませんが、非常にやりにくい部分があるんじゃないかなというふうにも思

いますし、あとまあ住民さんから見た時にですね、例えば結果として勝っても負けてもどういうふうを受け止められるかなあという点については、ちょっと心配をしているんですけども、その点、町はどう考えるんでしょうかね。

教育長       この訴訟に関しましてお願いをいたしました川崎先生、弁護士につきましてですね、町との顧問弁護契約を結んでいるということで、確かに代表として町長というのにはありましたけれども、契約上は斑鳩町と弁護士の契約でございますので、個人に対するですね、関与といいますか、そういったことはあってはならないと、もしそういったことが仮にあれば、それは弁護士法違反になりますので、あってはならないことだと思っておりますので、斑鳩町としての契約でございますので、その辺は法律家として進めていただけるものというふうに思っております。

委員長       当然そうでないと困るところなんですけども、例えば方法としてですよ、顧問弁護士は勤めていただけてますけども、それ以外の弁護士さんに第三者にという形をお願いするということは可能なんでしょうか。

教育長       どなたにするかというのは別に特段決まりはないというふうに思うんですけども、こういった行政関係の訴訟につきましてはですね、それぞれ弁護士におきまして専門分野といいますか、得意、不得意というのがございます、そういった中で川崎弁護士におかれましてはですね、行政関係の訴訟数多く携わっておられまして、こういった訴訟についてですね、熟知をしておられるということでお願いしたというところでございます。

木澤委員     特に川崎弁護士に対して何か私として思いがあるというわけではございませんけども、一応住民さんから見た時にですね、どう思うのかなという点ではちょっと心配がありましたんで、その辺についても一応意見として申し上げておきたいと思えます。

委員長       他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3) (仮称) 回遊型まちなか観光拠点支援補助金交付事業の創設について、理事者の報告を求めます。 佐谷まちづくり政策課長。

まちづく おはようございます。

り政策課 それでは、まちづくり政策課より各課報告事項(3) 回遊型まちなか観光拠点支援補助金交付事業の創設について、ご説明させていただきます。

長 斑鳩町では、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本政策として、「“世界遺産法隆寺”を核としたにぎわいと活力の創出」を掲げており、そのなかで斑鳩の特性を生かした産業の活性化をめざし、平成28年度から30年度にかけて、創業支援員による相談事業、創業支援セミナーの開催や創業支援センター ふらっぴんの整備等を実施し、創業支援をすすめてまいりました。

その一環といたしまして、聖徳太子1400年御遠忌に向けてのにぎわいづくりや、地域経済の発展、また雇用の促進を図るため、平成29年度、30年度において、斑鳩町創業促進事業により、斑鳩町内において創業又は新規事業所の開設を行おうとする創業予定者に対し補助金を交付し、支援してきたところであります。

また、斑鳩町観光戦略にもとづき、まちあるき観光への転換と新たな観光産業の発展をめざして、現在、斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業を実施し、マルシェ・宿泊事業者の誘致をすすめ、優先交渉権者となる株式会社呉竹荘と基本協定書の締結も完了し、当該事業者との連携を図り、地域活性化につなげるよう努めているところであります。

このように法隆寺周辺地域が大きく生まれ変わろうとしている時期に、法隆寺周辺でさらに多くのまちあるき拠点となる事業所を誘致・支援するため、法隆寺周辺地区に限定し、回遊型まちなか観光拠点支援補助金交付事業の創設を行おうとするものでございます。

それでは、資料3の(仮称) 回遊型まちなか観光拠点支援補助金交付事業の創設についてをご覧ください。

まず、目的でございます。斑鳩町観光戦略にもとづき、まちあるき観光への転換と新たな観光産業の発展をめざして、さらに多くのまちあるき拠点となる事業所を誘致・支援するため、法隆寺周辺地区に限定し、当該補助制度の創設を行い、聖徳太子1400年御遠忌に向け、にぎわいのあるまちづくりをすすめます。

次に、補助対象区域・業種であります。対象区域となる場所を朱線で囲んでおります法隆寺周辺特別用途地区内に限定しております。業種につきましては、特別用途地区で規制緩和している用途の業種に限っております。

一つとして、物販販売業、これは観光振興に資すると認められるものに限ります。二つとして、飲食業、三つとして、自家販売のための食品製造業、四つとして、美術品又は工芸品の製作業又は展示販売業、五つとして、ホテル又は旅館業、六つとして、観光振興に資する用途で町長が認める業種としております。

裏面に移っていただきまして、補助対象年度でございますけれども、平成31（2019）年度・2020年度の2ヶ年としております。

次に、補助対象者であります。個人又は法人とし、フランチャイズ契約若しくはチェーンストア又はこれに類する契約に基づく事業を行おうとする者を含みます。

続きまして、補助対象経費でございます。①として、事業所の新設に伴う改修等に係る費用です。なお、不動産購入費及び仮設店舗等の設置にかかる費用を除きます。また、建物、土地購入は対象外です。②としまして、設備及び備品購入費です。なお、中古品購入費、車両購入費及び汎用性が高く、使用目的が補助の遂行に必要なものと特定できない物の購入費を除きます。③として、事務所に係る賃借料です。なお、共益費及び駐車場使用料等を除きます。

続きまして、補助額の上限です。予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内とし、補助対象経費として①及び②についての補助金の上限は100万円です。補助対象経費の③についての補助金の上限は月5万円、12か月分で60万円としております。

このような内容で、今後予定をとりまとめ、平成31年4月1日から施行し、2021年3月31日までの2年間の時限措置としたいと考えてお

ります。

以上、(仮称)回遊型まちなか観光拠点支援補助金支援事業の創設についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 今回、これ今後31年度、32年度の2年間ということを出していただけてますけど、名称は違いますが、今までやってきた事業と中身は一緒というふうに理解していいですか。

まちづく  
り政策課  
長 29年度、30年度行っております事業につきましては、法隆寺地域に限定しているものではございませんで、町全域が対象となっております。この事業につきましては重点総合促進事業として法隆寺周辺地域の特別用途地区につきましては補助額が手厚くなっているという制度でございまして、いったんこの制度は終わらしまして、次に新しい回遊型の方の補助金制度につきましては、法隆寺線周辺地区に限定させていただいている点、それから以前は備品及び購入費等、あとは修繕費等に限りおった、この資料でおきますと、補助対象経費の①②のみであったものでございますけれども、③につきまして事業所にかかる賃借料、こちらを上乗せしております点で、これまでの制度とは違っておる点でございます。

あともう1つですね、以前の補助制度につきましては、補助対象者にフランチャイズ契約およびチェーンストア、またはこれに類する契約に基づく事業を行おうとするものを除いておりましたけれども、今回の回遊型まちなか観光拠点支援補助金交付事業につきましては、これを含むというふうに変えております、以上でございます。

木澤委員 まず対象エリアですね、これを限定されたのはどういった理由でしょうか。

まちづく 先程ご説明させていただきましたとおり、斑鳩町観光戦略にもとづき、

り政策課 まちあるき観光への転換と新たな観光産業の発展をめざしまして、現在、  
長 斑鳩町マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業を実施し、マルシェ・宿泊事  
業者の誘致をすすめ、優先権者となる呉竹荘さんと基本協定を締結し、当  
該事業者との連携を図り、地域活性化につなげるように努めるところでご  
ざいます。

このように法隆寺周辺地区が大きく生まれ変わろうとしている時期に、  
法隆寺周辺でさらに多くのまちあるき拠点となる事業所を誘致・支援する  
ため、法隆寺周辺地区に限定したものでございます。以上です。

木澤委員 ちょっと今すぐわかるかどうかあれなんですけど、2年間の実績をちょ  
っと教えてほしいんです。

まちづく 現在行っております斑鳩町創業促進事業補助金の実績についてご報告申  
り政策課 しあげます。

長 まず、平成29年度でございますが、29年度は7件ございました。こ  
のうち重点促進事業の法隆寺周辺地区、特別用途地区での創業は1件で  
ございます。平成30年度でございますが、現在のところ2件の申し込みが  
ございます。こちらにつきましては、いずれも重点促進地域ではございま  
せん。他の地区での申し込みとなっております。

以上、現在まで9件の申し込みがございます。以上です。

木澤委員 町としてこの地域に特に力を入れて、観光の発展に資するようにしてい  
こうとして、その趣旨はわかるんですけども、いま実績をお聞きすると、  
実績からすると、要は1件だけなんですよね、このエリアの中でされてい  
るといのは。そこは、それ以外のところでされているということで、そ  
うするとここに限定してしまうと、取り組みとしては以前よりも弱くなっ  
てしまうのではないかなと思うんですけど。そこはどう考えておられるん  
でしょうか。

まちづく こちらのですね、現在行っております斑鳩町創業促進事業補助金につき  
り政策課 ましては、もともと29年度、30年度の2か年で終了ということで行っ

長 ってきたものでございます。しかしながらこの間ですね、町が取り組みたかった重点区域における創業が1件しかなかったということでございますので、こちらをですね、なんとか2件か、何件かでもしていただいて、法隆寺の周辺地域で御遠忌1400年に向けての賑わいづくりを進めたいという思いでございますので、新しい創業支援制度として今回、回遊型まちなか観光拠点支援補助金交付事業という新しい制度といたしまして、こちら法隆寺地域のにぎわいづくりを図ろうとするものでございます。以上です。

木澤委員 交付金、国との補助金等の関係で言うと、前回のときに使っていた、活用していた制度と今回とではやっぱり違う形になっているのでしょうか。

まちづく  
り政策課  
長 国からの補助金はですね、もともと創業促進事業補助金については、交付されておられません。創業促進事業の方で、例えば創業相談でありますとか、創業支援センターの整備等、また創業支援セミナーの開催については地方創生推進交付金の補助を受けてまいりましたけれども、個別の交付事業については、対象外ということで、こちらは委員会の方にも以前報告させていただいております。

次につきましても現在のところ補助を受けれるということは予定しておりません。以上です。

木澤委員 そうするとあくまでも町単独の事業ということなんですね。あとそれとですね、フランチャイズの関係ですね、以前はだめですよと言っていたのを今回オッケーにするということについての意図はどういうことでしょうか。

まちづく  
り政策課  
長 この間ですね、例えば創業支援セミナー等におきまして、先進地の事例をですね、官民ともに研究してまいったのでございますけれども、やはり最初にですね、まちの賑わいづくりの起爆剤となるところというところが大手チェーンストア等の出店がですね、例えば古民家風のカフェがそちらにできたということが起爆剤になってまちの賑わいが広がったなどという先進事例を多く聞いておりまして、そのようなことを導入するためにも次

のこちらの支援事業につきましては、フランチャイズチェーン等を除外することなく、そちらも含めて広く誘致していきたいと考えております、以上です。

木澤委員 一般的にフランチャイズとかチェーン店とかいうと、コンビニなんかすぐ想定してしまうんですけども、そういうものも当然受け入れていくということなんですね。

まちづく  
り政策課  
長 もともとのですね、このところで、資料3のですね、補助対象区域・業種のところになりますけれども、1の物品販売業になります。ここに(観光振興に資すると認められるものに限る)となっておりますので、単なるコンビニエンスストアではこの条項はくぐり抜けられないのではないかと考えますが、ただ食品等を置いておられてもですね、ここにお土産物であったり、例えば手作り品であったりというものを併せ持つておられるとかっていうお店であれば、またこちらについては個別に考慮していかなければいけない案件であると考えております、以上です。

木澤委員 あとだいたい予算的にはどれぐらいで見込んでおられるんですか。

まちづく  
り政策課  
長 まだ予算上程する前でございますので、あくまで予定でございますけれども、約2件分の320万円を考えております。

委員長 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課  
長 すみません、訂正させていただきます。約3件分の420万円を見込んでおります。訂正させていただきます。

木澤委員 限度額が100万円なんで3件で420万。

まちづく  
り政策課 何度も訂正して大変申し訳ございません。3件分を、1件分が160万円が上限で3件分を見込んでおりました、480万円を検討しております。

長 以上でございます。

木澤委員 ごめんなさい、ちょっと、上限160万円というのはどういう計算なんですか。

まちづくり政策課長 資料3のですね、裏面の補助対象経費と補助額の上限の両方を見ていた  
だきたいんですけども、まず事業所の新設と改修にかかる費用と、設備  
及び備品購入費にかかる費用、この①及び②につきましては上限が100  
万円になっております、併せて100万円です。そして③のですね事務所  
にかかる賃借料については、③として1月に月5万円、これからですね、  
12か月にかかる賃借料を足していただいておりますので、5掛ける12  
で60万円ということになっておりまして①②③をあわせまして160万  
円を上限としております、以上です。

委員長 嶋田委員。

嶋田委員 これはフランチャイズ店等も含めるということなんで、店舗だけ結局、  
在宅、定住、そういう方たちやなしに、例えば朝10時に来て、夕方5時  
に閉めて帰られると、そういう方も対象に含めておられるわけなんですか。

まちづくり政策課長 町外からの創業希望者も含めて考えております、以上です。

嶋田委員 石見銀山ですか、最近世界遺産に、もう4～5年ですか、世界遺産に  
なったときに、それまで地元で町おこし等をされていた団体がありまして、  
世界遺産に登録されたということですのでごく喜んでおられましてんけれども、  
人が集まるということで、まちの外から店舗だけの業者いうんですか、朝  
10時ごろ来られて、石見銀山のほうですから、夕方3時、4時には店を  
閉められて帰っていかれると、そういう人らが増えて元から町おこしをや  
っているものにとっては、どういうんですかね、地元とのコミュニケーションがない、ただ自分らは商売しにきてるだけやということで、地元との

軋轢があつて、これやったら世界遺産に登録されなかつたらよかつたど、もともと地元の者で町おこしやつててんから、それで十分できたはずやというふうなことを日本女性会議で発表されたことがありますね。そこらへん、地元とのコミュニティっていうんですか、そこら辺をどう考えておられるんですかね。町としては。

まちづく  
り政策課  
長

この補助制度、今やっている補助制度もそうですけれども、まずですね、最初にこの補助の手続きを行う時に商工会に委託しております創業支援相談を受けていただくという手続きにしております、こういうところからですね、地元の商工会さんと関係を持っていただいて、そして創業に至るというふうな形を作っております、地元との密着といいますか、友好性は図っていきたくて考えております、以上です。

嶋田委員

商売屋さんばかりでコミュニティしてもしゃあないんですね、地元の方、住んでおられる方とのコミュニティなんですね、そこらへんどう考えておられるんですか。

総務部長

委員おっしゃるとおり、やっぱり地域密着型で商売をやっていただくというのが長続きするまず一つの秘訣だというふうに考えております。そういったことでこういった今回、要綱またこれから作成していくわけでございますけれども、そういったところも考慮させていただく。それとまたある程度、補助を交付させていただく段階でもそういったことは事業者に対しましてもお話をさせていただくような形で工夫できるところはさせていただきたいというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

嶋田委員

わかりました。町に出入りしておられる、どう言うんですか、コンサル、町おこしのコンサル関係の人なんかは、朝10時に来て夜4時に帰るの、どこが悪いねんと。その時賑やかになったらええやないかと、そういう考えの人もしらっしゃる。そういう人は、ただ人集まったらそんでええというふうな考えをお持ちなんですけれども、僕はやっぱり先ほど部長おっしゃったように地域密着、地元と共存して初めて活かされるのではないかな

と思いますんで、よろしくお願いします。

委員長 他にございませんか。 平川委員。

平川委員 先ほどもフランチャイズでもいいということでコンビニの話も出ましたけれども、勉強不足で申し訳ないんですけど、この地域にコンビニなどが進出した時に景観上の、こういうふうにしましょうという縛りっていうのは、いま風致地区で、民家なんかの場合は外壁とか屋根瓦とかそういう基準があると思うんですけども、ここにチェーン店とかが出店してきた時に、その辺りはいかがでしょうか。分かりますか。

まちづく  
り政策課  
長 こちらの地域は斑鳩の風致地区でございますので、第一種風致地区から第三種風致地区までの規制を受けますので、景観の方の指導を受けて規制を受けて立地されるものになります、以上です。

平川委員 出店される業者さんにもその辺りは説明をしていくということですか。

まちづく  
り政策課  
長 おっしゃるとおりでございます。

平川委員 それと、この地域で空いてる空き家を提供するっていうのは、登録されてる家っていうのがどのぐらいあるかとかはご存知ですか、把握されてますか。

まちづく  
り政策課  
長 こちらにつきましては把握しておりません。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、次に移ります。次に、（４）臨時職員の賃金改定について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長

それでは、各課報告事項の４番目、臨時職員の賃金改定について、ご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料番号４の臨時職員の賃金改定についてという標題の資料をご覧くださいでしょうか。

今回の改定については、平成３０年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び奈良県の最低賃金額の改定内容を基礎として、本町臨時職員の賃金の額について改定するとともに、延長保育時間帯に保育業務を行う保育士の処遇改善のため、新たに延長保育士の賃金を設定するものであります。

改正内容は（１）賃金の額の改定として、土木建築技術顧問、危機管理顧問、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員を除く臨時職員の賃金について、時間給で２０円、日給で１６０円、月給で３，２００円引き上げるものであります。

次に（２）延長保育士の賃金の設定として、平日午後５時から午後８時までの間の延長保育時間帯に保育業務を行う保育士の処遇改善のため、新たに延長保育士の賃金を設定するものであります。延長保育士の賃金の額についてであります。表にございますように、４年制大学卒業程度の学力を有する延長保育士につきましては、時間給で１，３９０円、日給で１０，５２０円、月給で２１０，４００円とし、短大卒業程度の学力を有する延長保育士につきましては、時間給で１，２３０円、日給で９，２９０円、月給で１８５，８００円としております。

また、施行期日につきましては、平成３１年４月１日施行を予定しております。なお、延長保育士の賃金の設定に関しましては、今月１１日に開催されました厚生常任委員会におきまして、同様のご報告をさせていただいております。

以上、各課報告事項の（４）臨時職員の賃金改定についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(5)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について、理事者の報告を求めます。 佐谷まちづくり政策課長。

まちづく それでは、各課報告事項(5)斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の  
り政策課 選考結果について、ご報告させていただきます。

長 資料5の斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業(平成31年度実施事業)  
選考結果についてをご覧ください。

活動提案制度につきましては、行政と目的や目標を共有する団体が、時代のニーズに合った新しい活動をつくりだそうとチャレンジする動きを支援し、自立した継続的な活動につなげることを目的としております。9月3日から10月22日までの間で活動提案事業を募集しましたところ4団体から応募があり、11月5日に開催されました選考委員会におきまして書類審査と公開プレゼンテーションの内容等によって総合的に審議されました結果をうけ、資料5のとおり4事業を採択いたしました。

なお、各団体には12月3日付で審査結果通知書を送付しておりますが、平成31年度一般会計予算に当該補助金を計上させていただき、予算案の議決をいただきました後に補助事業として認定し、採択された4団体に認定通知書を送付させていただくこととなります。その後、各団体と事業担当課が協議を行いながら、実施計画に従って平成31年度に補助事業を実施されるものでございます。

以上で、協働のまちづくり活動提案事業(平成31年度実施事業)の選考結果についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員 一般質問もさせていただいたので、一点だけちょっと確認したいんですけども、今回提案していただいた事業と、それ以前に相談に来られてた事

業と差っていうんですかね、相談には来られていたけども提案はされなかった事業と、数的にはどれくらい差があるのかなと思って。把握できてるだけで構いません。

まちづく  
り政策課  
長 相談という段階がですね、例えば担当課と相談したけれども、出されなかったというところは聞いておりません。それ以前の構想段階で辞められたかどうかというのは、ちょっとこちらでは把握しておりません、以上です。

木澤委員 一般質問の時も答弁されていたんですけども、町としてこういう事業をやってほしいんです、というところを今年度特に色濃く出したというふうにおっしゃっていたと思うんですけど、それはそれで別に悪くないと思うんですけど、ただ、もっと幅広く住民さんの提案を活かせるような形での、一番最初はそうだったと思うんです。4つのグループ作っていただいて、どこに関心がありますかということで、そのグループに参加していただいて、私なんかもそうでしたけども、当初何か提案しようと思っていたわけではないですけども、そこに参加させていただく中で思いを出して、じゃあ、それをやってみませんか、という形で発展していったのがありましたので、町の方のやってほしい事業というのも提案していただくのは悪いことではないと思うんですけど、もっと自由な発想で住民さんの思いを活かせるような取り組みについても、再度ちょっと検討っていうんですか、見直しをしていただきたいなというふうに思いましたので、要望だけさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。  
仲村総務課長。

総務課長

総務課から1点ご報告を申しあげます。消防関係の年末年始の行事予定についてでございます。

斑鳩町消防団では、毎年行っております年末特別警戒パトロールにつきまして、本年も12月28日(金)から30日(日)まで3日間実施いたします。また、平成31年斑鳩町消防団出初め式を、新年1月5日(土)午前10時から斑鳩小学校の運動場で挙行いたします。議員皆様には案内状をお送りさせていただいておりますが、よろしくご出席賜りますようお願いを申し上げます。

また、例年1月26日に実施しております「文化財防火デー合同防火演習」につきまして、本年は文化庁長官及び消防庁次長が視察に来られる予定となっております。例年、法隆寺境内の鏡池前で実施しております放水訓練を、中門前で実施する予定としております。

以上、消防関係の年末年始の行事予定でございます。よろしくお願いを申し上げます。

まちづくり  
政策課  
長

続きまして、まちづくり政策課からご報告させていただきます。

マルシェ・宿泊事業者等事業誘致事業の基本協定書の締結につきまして、ご報告させていただきます。

この事業につきましては、11月開催の委員会でも進捗状況をご報告させていただいていたところでございますが、委員会開催後、11月30日に優先交渉権者及び次点交渉権者を決定したところであります。優先交渉権者として、静岡県浜松市に本社があります株式会社呉竹荘と決定し、次点交渉権者として、神戸市中央区に本社があります株式会社カサベラコーポレーションと決定したところでございます。

決定後速やかに優先交渉権者であります株式会社呉竹荘と基本協定書の締結に向けた事務手続きをすすめましたところ、昨日12月12日でございますけれども双方合意に至りまして、基本協定書の締結が完了し、合わせてまして締結式と記者発表を法隆寺iセンターにおいて実施させていただいたところでございます。

今後につきましては、本事業に係る「事業用定期借地権等設定契約書」の締結に向けた事務手続きをすすめてまいりたいと考えておりますのでよ

ろしくお願い申し上げます。

なお、次点交渉権者であります株式会社カサベラコーポレーションにつきましては、本事業募集要項の規定により、斑鳩町と株式会社呉竹荘との事業用定期借地権等設定契約の締結をもって消滅しますことを申し添えます。以上、ご報告申し上げます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

平川委員 先ほどの呉竹荘の件ですけれども、全体の概要というのはいつ頃分かるんですか。

総務部長 遅れましてすみません。昨日の締結式に当たりまして相手方の呉竹荘さんが概要まとめたもの作られてますので、また改めて議会の方へそれぞれ配布させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 宮崎委員。

宮崎委員 さっき消防の、今度1月26日かな、中門の前でやるってということなんですけど、工事はその時もう完了してるんですかね、それだけちょっと聞かせてください。

総務部長 今お聞きしてる中では全て、今まだ柵とか覆ってますけれども終了しているということで聞かしていただいております。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わらせていただきます。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

町 長 ( 町長挨拶 )

委員長 これをもって総務常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時45分 閉会)